

ご入居者各位

消費税率引上げに伴うお取引金額に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

既に報道等にてご存知のこととは思いますが、2019年10月1日から消費税率が8%から10%へ引上げられる予定となっております。

ご入居者様と弊社とのお取引のうち、住宅の賃料等に関しましては消費税が非課税ですが、以下の項目等につきましては消費税率改正に伴い金額が変更となりますので、ご案内させていただきます。

1. 2019年10月1日以降より新消費税率10%でご請求

弊社と既に、もしくは2019年9月30日までに取り交わさせていただきました、ご契約書記載金額が現行消費税率8%で記載されておりましたが、2019年10月1日以降のご請求となる場合、新税率10%を適用してご請求させていただくこととなります。

(※消費税計算は円未満を四捨五入しております)

①口座振替手数料

2019年9月まで	108円(100円+消費税8%相当8円)
2019年10月以降	110円(100円+消費税10%相当10円)

②延滞事務手数料

2019年9月まで	432円(400円+消費税8%相当32円)
2019年10月以降	440円(400円+消費税10%相当40円)

③駐車場・事務所・店舗等の賃料 (10月以降の賃料は9月以前にお支払いいただく場合でも10%となります。)

<例> 2019年9月分まで	10,000円(9,259円+消費税8%相当741円)
2019年10月分より	10,185円(9,259円+消費税10%相当926円)

④退室時の補修工事代 (※退室日(鍵返却日)が2019年9月30日以前の方は8%となります。)

<例> 2019年9月末までに退室	64,800円(60,000円+消費税8%相当4,800円)
2019年10月以降退室	66,000円(60,000円+消費税10%相当6,000円)

⑤その他

上記例以外に消費税が課税対象となる料金につきましても、10月以降は全て新税率10%を適用してご請求させていただきます。

2. 備考

上記内容は現在公開されております情報をもとにご案内させていただいております。

今後、法律の見直し等ありましたら別途ご案内申し上げます。

以上